

国内商品先物取引 取引ガイド

契約締結前交付書面

2013/2

ドットコモディティ株式会社

この書面は、商品先物取引法第 217 条の規定にもとづいて、商品先物取引業者が商品取引契約を締結しようとするときに、あらかじめお客様に交付することが義務付けられているものです。

商品先物取引を行うにあたっては、本書面の内容を十分にお読みください。

また、ご不明な点はお取引を始める前に必ずご確認いただき、商品先物取引についてよく理解したうえで、お客様ご自身の判断と責任において取引を行ってください。

目 次

重要事項	2
1. 契約の概要	3
商品先物取引のリスク	
商品先物取引のコスト	
取引に関する制限	
お客様の資産の保全	
2. 商品先物取引の基礎	5
商品先物取引とは	
建玉の値洗	
3. 取引の手続き	6
4. 証拠金について	7
証拠金の事前預託	
証拠金所要額	
純資産	
証拠金不足の発生と証拠金の追加預託 <証拠金不足（総額の不足額と現金不足額）>	
証拠金の預託方法	
証拠金の返還の時期および方法（預り証拠金余剰額）	
5. 売買手数料	11
6. 決済方法	11
7. 契約終了の事由	11
8. 税金の概要	12
9. 当社の商品先物取引業の内容および方法の概要	12
10. 当社の概要	12
11. 個人情報の収集および利用目的	13
12. 商品先物取引に関する主要な用語	13

重 要 事 項

商品先物取引は商品市場における相場の変動により損失が生じることのある取引です。さらに、お客様が預託する証拠金の額にくらべて取引金額が大きいため、損失の額が預託する証拠金の額を上回ることがあります。

当社では、電子取引システムによりお客様の注文を受注する体制を構築していますが、システム機器の故障、通信回線等の障害・混雑、情報配信の障害あるいは電子取引システムそのものの障害等さまざまな原因で一時的または一定時間にわたり利用できない状況が起こる可能性があります。また、何らかの原因で電子取引システムが利用できない場合は、一切の注文等の取引が行うことができないリスクがあります。電子取引システム上で表示される価格が瞬時に表示されずに価格が遅れ気味となる可能性があります。

万が一、当社が破産する等の事態が生じた場合には、商品取引所によりお客様の建玉が強制的に処分されることがあるため、その結果として、建玉の値洗状況によっては証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。

なお、お客様の証拠金は(株)日本商品清算機構に預託され、一時的に当社が保管するお客様の資産についても、日本商品委託者保護基金への分離預託および日本商品委託者保護基金との代位弁済契約による保全措置を行っています。

この返還額がお客様の資産に不足するときは、不足分について日本商品委託者保護基金に請求することができますが、その限度は法令の定めにより1千万円までとなるため、全額の返還を受けられなかった場合には損失が生じます。

1. 契約の概要

この契約に基づく取引は「株式会社東京商品取引所」（以下「取引所」といいます。）における国内商品先物取引です。当社の取扱い商品は取引所に上場している商品です。各商品の取引単位や限月、取引時間等の取引要綱につきましては、当社ホームページ <http://www.commodity.co.jp/> をご覧ください。

- 株式会社東京商品取引所 <http://www.tocom.or.jp/>

商品先物取引のリスク

商品先物取引では、商品市場の相場が予測に反して変動したときには損失が発生する場合があります。

商品先物取引は証拠金取引であり、取引に際して預託する証拠金の額は、総取引金額に対しておおむね 3～20%程度の額であり、総取引金額に比較して少額となります。

そのため、商品市場における相場の変動幅が小さくとも、大きな額の利益または損失が生じることのあるハイリスク・ハイリターンの取引です。

また、相場の変動の幅によっては預託した証拠金の額を上回る損失が発生する可能性があります。

相場の変動により損失が一定の額を超えた場合に取引を継続するためには、当初に預託した証拠金に加えて、証拠金を追加して預託することが必要となる場合があります。

商品先物取引のコスト

注文が成立したときは売買枚数に応じて売買手数料を徴収します。売買手数料の額および徴収の時期などの詳細については、当社ホームページをご覧ください。
<http://www.commodity.co.jp/>

同一商品の売りと買いの双方の建玉を行った場合（いわゆる両建）、価格変動リスクは固定または限定されることとなりますが、決済時にはそれぞれの建玉について売買手数料を徴収いたしますので、ご注意ください。

取引に関する制限

注文の成立後には、その注文の契約を解約すること（いわゆるクーリング・オフ）はできません。

ご注文をいただいても商品市場の状況によっては取引が成立しない場合があります。

お客様の商品先物取引に関する知識や経験の程度、資産の状況に照らして過大な取引とならないよう、当社の判断により取引量を制限させていただく場合があります。

商品先物取引には原則として限月（げんげつ）があり、限月の納会日までに建玉を決済して取引を終了させる必要があります。

当社では当社が別途定める銘柄以外の現物の受渡しによる決済は行っておりませんので、建玉の決済は反対売買による差金決済によります。

当社では値洗益の出金は行っておりません。

商品取引所の定める建玉の限度を超えたり、買占め・売崩し等の不公正な取引と認められた場合には、建玉が処分されることがあります。

万が一、当社が破産手続開始の決定を受け、あるいは㈱日本商品清算機構において支払い不能と取扱われた等の事由により、商品取引所において当社が違約者と認定された場合には、商品取引所により建玉が処分されることがあります。

お客様の資産の保全

お客様から差入れを受けた証拠金は、お客様の代理人として当社が㈱日本商品清算機構に預託し、当社の資産とは区別して管理されます。

また、一時的に当社が保管するお客様の資産については、日本商品委託者保護基金への分離預託および日本商品委託者保護基金との代位弁済契約により、保全措置を行っています。

したがって、万が一、当社が破産手続開始の決定を受け、あるいは㈱日本商品清算機構において支払不能と扱われる等の事由により、商品取引所において当社が違約者と認定された場合であっても、お客様は㈱日本商品清算機構または日本商品委託者保護基金を通じてお客様の資産の返還を受けることができます。また、この返還額が

お客様の資産に不足するときは、不足分について1千万円を限度として日本商品委託者保護基金に請求することができます。

詳細につきましては、当社または㈱日本商品清算機構もしくは日本商品委託者保護基金までお問い合わせください。

- 株式会社日本商品清算機構 <http://www.jcch.co.jp/>
- 日本商品委託者保護基金 <http://www.hogokikin.or.jp/>

2. 商品先物取引の基礎

商品先物取引とは

商品先物取引とは、工業原材料や農産物等の商品を、現時点で定めた価格で、将来のあらかじめ決められた期日に売買することを約束する取引であり、商品取引所において決められた期日までに反対売買により差金決済をすることができる取引です。商品先物取引には次のような特徴があります。

- ① 商品の受取りや代金の支払いは取引時には行わずに、一定期間を経過した日に行う。
- ② 商品の品質や代金は取引時に決める。
- ③ 商品先物市場（商品取引所）を通じて取引を行う。
- ④ 商品が標準化され、その値段は市場参加者の意思を公正に反映させて決められており、取引の履行を組織的に管理しているため、求める品質の商品がなかったり、当初契約をした値段で買えなかったりすることはない。
- ⑤ 商品と代金の受払い日が到来する前に、市場を通じて反対の取引をすることによって当初の取引と相殺し、差額を損益として清算することにより、商品と代金の受払いをせずに取引を終了することができる。（差金決済）

このような特徴から、商品先物取引は、商品の価格差を見込んでの資産運用に応用することができる取引となっています。

また、別の特徴として、商品先物取引では商品の代金をすぐに用意する必要はなく、その代わりに取引の担保金として、実際の取引金額のおおむね3～20%程度の額で設定された「証拠金」と言われるお金を預託するという点があります。（証拠金取引）

このように、商品先物取引は資金を効率的に運用できる取引ですが、反面、相場の変動次第では、お客様が預けた証拠金を上回る損失になる可能性もある、ハイリスク・ハイリターンな取引です。

したがって、商品先物取引を行う場合には、本書面の内容を十分にお読みいただき、取引の仕組みやリスクについて十分に理解するとともに、お客様自身の判断と責任において、お客様の資産状況に見合った取引を行うことが重要です。

建玉の値洗

お客様が保有する建玉については、日々、約定値段とその日の帳入値段（商品取引所の定める清算値段のこと。）との価格差が計算されます。これを「値洗」と言います。また、「値洗」が利益となっている場合を値洗益、損失となっている場合を値洗損と言い、お客様の保有するすべての建玉の値洗を合算した建玉全体の値洗を「値洗損益金通算額」と言います。

値洗損が生じている場合、建玉を維持したまま取引を継続するためには、証拠金を追加して預託する必要が生じることがあります。（証拠金の詳細については後述します。）

その場合、お客様は証拠金を追加預託して取引を継続しても構いませんし、追加の証拠金を預託せずに、建玉を決済して損益を清算し、取引をいったん終了しても構いません。お客様が損失として許容できる金額を上回る損失が生じることのないよう、慎重に取引を行ってください。

そのためにも、日々、当社の取引画面にログインしての確認や商品取引所のホームページ、新聞の相場欄等を確認し、ご自身の建玉の値洗状況を常に把握しておくようにしてください。

3. 取引の手続き

ここでは、商品取引契約の締結について基本的な手続きを説明します。

- ① 当社ホームページにて「契約締結前交付書面」の提供について電磁的に交付を受けることに同意をしていただきます。「電磁的に交付を受ける」とは、当社が書面によりお客様へ提供するものではなく、お客様ご自身により Web 上で確認もしくはダウンロードしていただくことを指します。
- ② 「国内商品先物取引 取引ガイド」（本書面）「受託契約準則」および「フォーミュラ取引規程」（以下「契約締結前交付書面」といいます。）をテキスト画面にて確認またはダウンロードしていただき、契約締結前交付書面の内容を十分にお読みください。
- ③ 契約締結前交付書面に関して理解度の確認をさせていただきます。口座開設のため

に必要な手続きとなっておりますのでご協力ください。

- ④ 商品先物取引の契約に際して、損失の発生などの危険性を了知した上で、口座開設を申込み、自己の判断と責任のもと取引を行うことについて同意していただきます。
- ⑤ ご本人様の属性情報を入力していただきます。特に、年齢、職業、年収、資産内容投資可能資金額、投資経験、契約締結の目的などは審査のための重要な項目ですので、正確にご入力ください。

なお、当社では、元本が欠損するおそれのある取引を希望しない方の口座開設はできません。

- ⑥ ご本人確認書類をご提出いただきます。本人確認書類としてご利用できるのは、運転免許証など当社が定める書類となります。詳細は、当社ホームページ <http://www.commodity.co.jp/> をご欄ください。
- ⑦ 口座開設の審査を行います。なお、審査の結果、口座開設をお断りする場合もございますので、あらかじめご了承ください。なお、当社では、口座開設をお断りする場合、その理由については開示いたしません。
- ⑧ 口座開設完了後は、当社ホームページより、取引システムにログインしていただきお取引いただけます。
- ⑨ お取引開始後、お申込時に入力いただいた事項に疑義が生じた場合、当社より必要な事項に対し照会をさせていただきます。また、照会により回答をいただけない場合や申込事項に虚偽があったものと当社が判断した場合には、お取引開始後であってもお客様の建玉をお客様の計算においてすべて決済させていただき、今後のお取引を停止させていただく場合がございます。なお、商品取引所の定める建玉の限度を超えた取引や不公正な取引等と当社が判断した場合においても同様の措置をとることがあります。

4. 証拠金について

証拠金の事前預託

当社における証拠金の預託時期については、お取引開始前に預託していただく事前預託とし、当社が定める金額「証拠金所要額」以上の預託をしていただきます。

以下、「証拠金所要額」をご説明させていただきます。

証拠金所要額

お客様が保有する建玉全体を維持するために必要な証拠金の金額として当社が定める金額を「証拠金所要額」と言います。「証拠金所要額」は、お客様が保有する建玉全体から生じるリスクに応じてスパンを用いて計算された金額「維持証拠金」以上の額で決定することとされており、当社では「証拠金所要額」を「維持証拠金」と同額

以上としています。

なお、「維持証拠金」は商品相場の状況等により適時見直しが行われますので、「証拠金所要額」は常に一定の金額ではありません。

純資産

お客様が預託した証拠金（預り証拠金）の総額に、値洗損益金通算額および売買差損益金を加減し（益の場合は加算し、損の場合は減算します。）、売買手数料（売買手数料にかかる消費税を含みます。）を差し引いた金額を「純資産」と言います。

※純資産額＝預り証拠金＋値洗損益金通算額＋売買損益金－売買手数料

建玉を維持するためには、この「純資産」が「維持証拠金」を下回らないように、証拠金を預託しておく必要があります。

※建玉を維持するために必要な状態 純資産 \geq 維持証拠金

証拠金不足の発生と証拠金の追加預託

<証拠金不足(総額の不足額と現金不足額)について>

～総額の不足額～

「純資産」が「維持証拠金」を下回った場合には、証拠金の不足が生じることになります。

このときの不足額を「総額の不足額」と言います。

※総額の不足額＝純資産－証拠金所要額の結果、マイナス表示となった場合その額が総額の不足額になります。

～現金不足額～

預り証拠金のうち、充用有価証券を除いた現金の額に決済による帳尻金および値洗損益金通算額を加減した結果、マイナス表示となった場合、証拠金の不足が生じます。このときの不足額を「現金不足額」と言います。

※ 現金不足額の計算については、以下の計算式により算出します。

現金不足額＝預り証拠金の現金＋値洗損益通算額＋帳尻の結果、マイナス表示になった場合その額が現金不足となり、新規注文ができなくなります。

～証拠金不足額～

証拠金不足の確定時間は、日中立会終了時の帳入値段（おおよそ午後 3 時 40 分ごろ）をもって確定します。

また、証拠金の不足額が生じた場合、当社は「総額の不足額」または「現金不足額」

のいずれか大きい額を証拠金不足として請求します。

なお、当社では証拠金不足に係る請求を「委託証拠金不足請求書」として取引画面上にて通知させていただきます。

～証拠金不足を解消するための対処方法～

当社における証拠金不足を解消するための対処方法は、以下 4 つの方法によるものです。

- ① 証拠金不足請求後の翌営業日午前 8 時 40 分までに証拠金不足相当額以上の入金をしていただき、同時刻までに当社にて着金確認ができた場合
- ② 証拠金不足請求後の翌営業日午前 4 時（夜間立会終了時）までに証拠金不足確定時に保有していた全建玉を決済した場合
- ③ 証拠金不足請求後の翌営業日午前 4 時（夜間立会終了時）までに建玉の一部決済または一部入金を行い、その時点で、純資産が証拠金所要額を上回った場合
- ④ 証拠金不足請求後の翌営業日午前 8 時 40 分時点の計算において、純資産が証拠金所要額を上回った場合

商品相場の変動により建玉の値洗が悪化して値洗損益金通算額がマイナスとなった場合や、建玉の決済により損金が発生した場合には、「純資産」が減少するため、証拠金不足が生じることがあります。

その他に、商品相場の状況により「維持証拠金」の見直しが行われた場合にも証拠金不足が生じることがあります。

これらの場合に、建玉を決済せずに維持したまま取引を継続する場合には、不足の発生した日の翌営業日午前 8 時 40 分までに当社にて着金確認ができるよう証拠金不足額以上の現金をご入金ください。証拠金不足が期限までに解消されない場合は、未決済建玉の全部をお客様の計算において決済させていただきます。



預		証拠金		値洗い	
純資産	587,120	証拠金所要額	----	証拠金不足	121,300
現金	587,120			値洗い	0
有価証券	0	維持証拠金	46,800	注文・建玉可能	0
帳尻金	0			出金可能金額	xxxxxxx

<取引ツール「フォーミュラ」のメニュー [口座照会] - [預証拠金] の画面例>

証拠金の預託方法

その1

当社指定の証拠金振込銀行口座は、以下のとおりです。

三井住友銀行 東京第一支店（普通）

ドットコモディティカブシキガイシャ [ドットコモディティ（カ）]

口座番号はお客様ごとに設定しておりますので、取引ツール「フォーミュラ」のメニュー [口座照会] - [証拠金振込先] にてご確認ください。



<取引ツール「フォーミュラ」のメニュー [口座照会] - [証拠金振込先] の画面例>

その2

即時入金（クリック入金）による入金方法について

証拠金不足請求発生後、入金期限（発生日の翌営業日の8時40分）までに入金手続きを確実に行うには（入金期限までに当社側で着金を確認できることが条件となります。）、当社の「即時入金（クリック入金）」機能を利用できるように備えておく必要があります。

当社の即時入金機能が利用できる提携銀行（三井住友・三菱東京UFJ・みずほ・ジャパンネット・楽天銀行）のインターネットバンク口座を保有されていない場合、事前にご準備いただくことを強く推奨いたします。

証拠金の返還の時期および方法（預り証拠金余剰額）

建玉を維持するために使用していない証拠金「預り証拠金余剰額」は商品先物取引口座から出金することができますが、預託した証拠金の現金額を超えて出金を行うことはできません。

「預り証拠金余剰額」は、「純資産額」から「証拠金所要額」および「値洗損益金通算額」（プラスの場合）を差し引いた金額となります。

また、当社では値洗益金の払い出し（出金）は行いません。

5. 売買手数料

当社は、取引に際して、所定の売買手数料をいただきます。また、その徴収時期は、決済注文が成立した時、および受渡による決済を行った時です。

6. 決済方法

決済注文が成立した場合には、損益（売買損益金）が計算され、取引結果が利益の場合には売買差益金から売買手数料を差し引いた金額を預託している預り証拠金に加算いたします。取引結果が損失の場合には、売買差損金に売買手数料を加えた金額を預託している預り証拠金から差し引きます。

7. 契約終了の事由

以下の事由等が発生した場合、当社の判断により、商品取引契約を終了させていただく場合があります。

- ・お客様から利用解除の申し出があった場合
- ・取引が6ヶ月以上ない場合
- ・虚偽申告と判断した場合
- ・法令諸規則に違反した場合
- ・不公正な取引と判断した場合
- ・不正資金の流入と判断した場合
- ・不適格者と判断した場合
- ・反社会的勢力に所属するか、または何らかの関係を有している可能性があるとして当社が判断した場合
- ・疑わしい取引に該当する可能性があるとして当社が判断した場合
- ・社会通念および倫理に照らし、取引を継続させることが困難であると当社が判断した場合

8. 税金の概要

国内の商品取引所で行われている商品先物取引で発生した益金に対しては、個人の場合、申告分離課税により課税されます。

また、手数料に対しては消費税等が課税されます。詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。

9. 当社の商品先物取引業の内容および方法の概要

当社は商品先物取引法に基づいて経済産業大臣および農林水産大臣の許可を受けた商品先物取引業者であり、当社の行う商品先物取引業は、同法第2条22項にあたります。また、当社は同法第245条に基づき認可を受けている日本商品先物取引協会の会員です。

この契約に基づく取引は「商品市場における取引」（同条項1号）の受託、「外国商品市場取引」（同条項3号）「店頭商品デリバティブ取引」（同条項5号）にあたり、お客様の注文を当社が提供する電子取引システムにより受注する方法により行います。

10. 当社の概要

商号	ドットコモディティ株式会社
英文社名	Dot Commodity , Inc 代表取締役社長 舟田 仁
所在地	〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 1-21-8 セラ 51 ビル 6F
設立	2004年12月1日
資本金	18億9,999万円
主要株主	楽天株式会社 楽天証券株式会社
業務内容	国内商品取引受託業務 海外商品先物取引業務 店頭商品デリバティブ取引業務 金融商品仲介業務
取引参加者資格 を有する取引所	株式会社東京商品取引所
加入協会	日本商品先物取引協会
連絡先	カスタマーサービス 0120-117-211（フリーコール）

詳しくは、当社ホームページ <http://www.commodity.co.jp/> をご欄下さい。

お問い合わせについて

取引に関してご不明な点があった場合には、カスタマーサービス（フリーコール 0120-117-211）へご質問ください。

また、日本商品先物取引協会（日商協）では「相談センター」を設置し、その会員の商品先物取引業に関する苦情、紛争の申し出を受けており、迅速かつ適正な解決に努めています。

日本商品先物取引協会 「相談センター」

<http://www.nisshokyo.or.jp/>

〒103-0016 東京都中央区小網町9番4号

電 話 03-3664-6243

電話受付時間 月～金（祝祭日を除く）

9:00～12:00、13:00～17:00

1 1. 個人情報の収集および利用目的

当社は、お客様の個人情報を不正な手段で収集することはありません。お客様の個人情報を収集する際には、当社ホームページへ掲載、展示会・セミナー受付での掲示等の適切な手段によって、利用目的を公表した上で収集することとします。お客様の個人情報はご本人の確認、口座開設審査、受託契約の締結、商品やサービスのご案内、業務上必要な範囲で利用することとします。

1 2. 商品先物取引に関する主要な用語

ここでは、これまでに本書面で触れられなかった商品先物取引に関する主要な用語等について説明します。

投資可能資金額	投資可能資金額とは、「商品先物取引の性質を十分に理解したうえで、損失（手数料を含む）を被っても生活に支障のない範囲で定める資金額」であり、いわば、お客様が商品先物取引において損失として許容できる金額です。 したがって、投資可能資金額の入力にあたっては、本書面の内容を十分にお読みいただき、商品先物取引の仕組みとリスクをよくご理解いただいたうえで、借入金により取引を行ったり、生活資金まで投資されることのないよう、
---------	---

	<p>お客様ご自身の資産状況を踏まえて、損失を被ったとしても生活に支障のない金額をご記入ください。</p> <p>なお、ご入力いただいた投資可能資金額を超える過大な損失が生じることはないよう、当社の判断により取引の制限をさせていただく場合がありますのでご注意ください。</p>
受託契約準則	<p>受託契約準則（準則）は、商品市場取引における商品取引契約の普通契約約款であり、商品取引所が定めています。お客様の取引も準則にしたがって行われます。</p>
売買報告書及び 売買計算書	<p>受託契約準則に基づき、注文が成立したときに作成され取引画面上に掲載している書類です。成立した注文の受注日時、商品、限月、新規・仕切の別、売付・買付の別、注文の成立した日時、売買枚数、約定値段などが記載されています。</p>
残高照合通知書	<p>受託契約準則に基づき、毎月作成され取引画面上に掲載している書類で、作成日現在の証拠金所要額（当社委託者証拠金）、建玉の状況、純資産（受入証拠金の総額）、預り証拠金余剰額などが記載されています。記載内容に相違がないかをご確認ください。</p>
SPAN [®] （スパン）	<p>SPAN[®]とは、シカゴ・マーカンタイル取引所（CME）が開発した証拠金計算を行うためのシステムです。SPAN[®]証拠金制度のもとでは、お客様が保有する建玉全体（ポートフォリオ）から生じるリスクに応じて証拠金額を計算します。そのために、㈱日本商品清算機構が過去の価格変動をもとに証拠金額計算の基礎となる値（変数）を決定し、それを使用して当社がお客様ごとに最低限必要な証拠金額を算出して、それ以上の金額で証拠金所要額を定めることとしています。</p>
限 月	<p>契約履行の最終期限に当たる月を限月（げんげつ）と言います。商品先物取引では、各商品の限月の最終立会日（納会日）までに、取引を終了（決済）する必要があります。</p>
差金決済	<p>商品先物取引の決済方法の一つであり、建玉時と決済時の買値と売値の差額を損益として清算して決済を行います。差金決済により建玉を決済することを「（建玉を）仕切る」あるいは「手仕舞う」と言います。また、買建玉を決済</p>

	<p>する場合を「転売」、売建玉を決済する場合を「買戻」と言います。</p>
<p>現物の受渡しによる決済</p>	<p>商品先物取引の決済方法の一つであり、商品の授受または代金の支払により決済を行うことをいいます。現物の受渡しにより売建玉を決済する場合は商品の倉荷証券等を、買建玉を決済する場合には総取引金額を当社に預ける必要があります。</p>
<p>日本商品先物取引協会</p>	<p>日本商品先物取引協会（日商協）は、商品先物取引法に基づいて経済産業大臣並びに農林水産大臣の認可を受けた法人であり、商品デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、かつ、委託者等（お客様）の保護を図ることを目的としています。この目的のために、日商協では、会員たる業者が遵守すべき自主規制ルールを定め、法令や自主規制ルールに違反した会員に対しては制裁を行っています。</p>
<p>日本商品委託者保護基金</p>	<p>日本商品委託者保護基金（保護基金）は、国内の商品市場取引において商品先物取引業を行う業者が加入を義務付けられた、委託者資産の保全に対する業務を行う会員組織の法人です。お客様が当社に預けた証拠金は、毎日、(株)日本商品清算機構に預託されますが、一時的に業者の手許に保管されている資産については、保全措置を取ることとされています。保護基金は、この保全対象財産についての保全措置状況を監視する役割を担っています。また、当社が不測の事態（弁済事故）に陥り、万が一、保全されていた資産ではお客様の資産を全て弁済できない事態が生じた場合には、弁済されなかった分について1千万円を限度として支払うというペイオフ制度を適用し、対処することとしています。</p>
<p>(株)日本商品清算機構 (JCCH)</p>	<p>株式会社日本商品清算機構（JCCH）は「アウトハウス型クリアリングハウス」であり、商品先物取引法に基づいて商品取引債務引受業の許可を受け、商品取引所において行われる取引を対象として、清算業務を行っています。</p>

ドットコモディティ株式会社

代表取締役社長 舟田 仁

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 1-21-8 セラ 51 ビル 6 階

サービス・取引ルール・画面操作・口座開設その他に関するお問い合わせ

カスタマーサービス：フリーコール 0120-117-211

メールアドレス：customer@commodity.co.jp
